

令和4年度

札幌市本庁舎空調機フィルター取付枠改修業務

業務仕様書

総) 行政部庁舎管理課

札幌市本庁舎空調機フィルター取付枠改修業務仕様書

1 目的

本庁舎に設置している空調機について、汎用サイズのフィルターを設置するため、既設フィルター取付枠の解体撤去を行い、新規フィルター取付枠を設置する。また、新規フィルター取付枠を設置後、支給品フィルターを取り付けたうえ、試運転調整を行う。

なお、業務の実施にあたっては、関係法令等を遵守し、併せて委託者の指示によることとする。

2 業務場所

札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎

3 業務対象

現場独立式エアハンドリングユニット3台

(空調・外調5系統、※別添参考図面参照)

- | | | |
|-------------------------|---|--------|
| (1) 本会議場系統空調機・外調機(一体型) | : | 増島製作所製 |
| (2) 議会事務局系統空調機・外調機(一体型) | : | 増島製作所製 |
| (3) 印刷室系統外調機 | : | 新晃工業製 |

設置フィルター(支給品)

- (1) 中高性能フィルター(旧JIS 90%以上)

フル	(610H×610W×150D)	16枚
横型ハーフ	(305H×610W×150D)	9枚

- (2) プレフィルター

フル	(610H×610W×50D)	16枚
横型ハーフ	(305H×610W×50D)	9枚

4 業務内容

受託者は次の業務を実施すること。

- 既設中高性能フィルター・プレフィルター取付枠の解体撤去(風除板等周辺部材の解体撤去を含む)
- 新規中高性能フィルター・プレフィルター取付枠の設置(風除板等周辺部材の取付を含む)及び気密遮へい
- 既設プレフィルター及び既設中高性能フィルター取外し
- プレフィルター(支給品)及び中高性能フィルター(支給品)取付
- 空調機試運転調整
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法令に基づく発生材の処理

5 履行期間

当業務の履行期間は、契約締結の日から令和5年(2023年)1月31日までとする。

6 提出書類

提出書類	提出部数	提出期限
着手届	2	契約後すみやかに
監督者及び監督代行者等指定通知書 ※氏名等及び雇用を確認できる書類を添付	2	契約後すみやかに
業務工程表	1	作業実施前
業務報告書	1	業務完了時
業務完了届	2	業務完了時

※ 様式については庁舎管理課入札・契約情報ホームページ

(<https://www.city.sapporo.jp/somu/choshakanri/choshakanri-kokai.html>) 参照

7 監督者

受託者は、業務遂行を指揮監督するため、監督者を定め、監督者が不在又は事故があるときの補助者として監督代行者を若干名選任し、氏名等及び雇用を確認できる書類を委託者に提出すること。

8 作業計画等

受託者は、作業手順、使用資材、詳細工程等の作業内容を、作業実施前に委託者に説明し、了解を得ること。なお、必要に応じ、上記作業内容を記載した計画書を、委託者に提出すること。

9 安全の確保

受託者は、作業の実施にあたり、委託者の職員、従業員又は第三者に対する事故防止に留意し、事故に対する一切の責任を負うこと。

また、事故が発生した場合は速やかに委託者に報告すること。

10 設備等の破損事故

作業の実施にあたって、備品及び設備等を破損した場合は、ただちに委託者に連絡の上適切な処置をすること。

11 業務報告

受託者は、実施した作業結果について、内容、使用資材、設備の異常の有無及び処置等を記載した報告書（完成図及び写真添付）を提出すること。

12 身分証明書

受託者は、作業に従事する者に、身分証明書を携帯させること。

13 その他

- (1) 業務に使用する補修部品及び消耗品等は受託者の負担とする。
- (2) 庁舎内の作業については、委託者の指示する日時に実施すること。
- (3) 受託者は、業務の遂行にあたり、委託者との連絡を密にすると共に、この仕様書に定めの無い事項については委託者との協議により行うこと。

14 環境への配慮について

本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用するよう努めること。
- (6) 業務関係者に対し、札幌市環境方針を十分理解させるとともに業務と環境配慮の関連について自覚を持つような指導をすること。